

## 5月は「消費者月間」です。

「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が1968年5月に施行され、その施行20周年を機に、国において1988年から毎年5月を「消費者月間」と定め、今回で35回目となります。

「消費者月間」では、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題の啓発・教育等の取り組みを集中的に行っていきます。

### 消費者月間統一テーマ

#### 「考え方！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」

##### 〈趣旨〉

2022年4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になります。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることができるとともに、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的に良い社会の形成につながります。これを踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

そこで、このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、自分事として捉え、実践につなげるきっかけとなるよう令和4年度の消費者月間においては、「考え方！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」を統一テーマとして掲げます。

#### 「若者の未来を考える！18歳から狙われる消費者被害」

お申し込みFAX用紙（075-251-1003）

氏名		参加方法 (選択ください)	<input type="checkbox"/> 来場 <input type="checkbox"/> オンライン
TEL		メール アドレス	※オンライン参加の場合、Zoom招待URLをお送りする アドレスをご記入ください